



No.12 2022.8.30

岩手県教職員組合
岩手教育総合研究所

〒020-0022

岩手県盛岡市大通一丁目1-16

岩手教育会館4F 岩手県教互センター内

TEL/019-623-4432 FAX/019-652-9535

E-mail:j.sato8252@gmail.com

リレー特集

岩手の学校に期待する

～コロナ禍を超えて未来へ～



「良い習慣」について

かわもと あつ たか
河本 淳 孝

(日本大学商学部教授)

略
歴

1981年 慶応義塾大学経済学部卒

明治生命保険相互会社入社

2009年 厚生労働省「社会保障審議会(福祉部会)」委員

総務省「福利厚生のある在り方に関する研究会」

座長代行

2019年 日本大学商学部教授(専門は保険・共済、福利厚生)

岩手県には大変お世話になっている方がいる。Sさんに初めてお会いしたのは建て替える前の岩手教育会館の一室であったと思う。当時は岩手県教職員組合の委員長をされていたはずだ。また、岩手県退職教職員互助会(以下、岩手退教互)の理事長を兼務されていた。Sさんは笑顔が優しい。初めてお会いした教育会館の一室では、夕影を曳く城跡公園を見上げて、春には石垣が桜花で賑わうんですよ・・・と澄んだ微笑みを浮かべていた。

ゼミ合宿を岩手県で行いたいと協力をお願いしたときも穏やかな笑顔で応じてくださった。そして、T専務とF課長をはじめとした岩手退教互のみなさんには、忙しい中にもかかわらず、ゼミ生の演習とレクレーションのために貴重な時間を割いていただいた。おかげ様で、とても充実した思い出に残るゼミ合宿となった。

ゼミ合宿の演習を通じて学生たちに触れてもらいたかったのは、岩手退教互の「良い習慣」であった。社会人の最大の武器は「良い習慣」である。

ことあるたびにゼミ生たちにそう言い聞かせている。当たり前のことを馬鹿にしないでちゃんとやる。ムラがあってはいけない。やり通すことができなければ「良い習慣」とは言えない。

岩手退教互の「良い習慣」は大谷翔平(岩手県奥州市出身、LA エンゼルス)の「良い習慣」と似ているところがある。両者は、誰も成し遂げることができなかったことに挑み続ける。本当に手に入れたものを真っ直ぐに追いかける。大谷翔



岩手退教互・明治安田生命の皆さんとゼミ生たち 2019.8.6

(河本淳孝さん提供)

平は日本の誇りである。活躍の場は異なるけれども、岩手退教互も日本の誇りである。

岩手退教互は県内の病院や診療所などと連携して、ひとりでも多くの互助会員が僅かな負担で県内の病院や診療所に通えるシステムの構築と維持に挑んできた。この挑戦をこの水準で続けた互助団体は、私の知る限り、国内にも国外にも見当たらない。無二の存在である。申しあげるまでもなく、岩手退教互のおかれた環境は厳しい。少子高齢化の進展、高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げ、資産運用環境の悪化……。難題に包囲されている。誰がやっても上手くいかないと観念して停滞に安住すれば楽になる。もちろん、この誘惑と闘っているのは岩手退教互だけではない。日本の多くの組織が今この誘惑と闘っているが、率直に言って打ち克つのは容易ではない。こうした中、岩手退教互は澄んだ瞳で本当に手に入れたいものを真っ直ぐに追いかける。

大谷翔平が昨シーズンに打ち立てた記録は異次元と称されるに相応しい。けれども私は、彼の打ち立てた記録よりも「良い習慣」のほうに強く惹かれる。異国で実力を発揮するのはこの上なく難しい。大谷翔平も難題に包囲されている。それでもなお、笑顔を絶やさず、球場のゴミを拾い、澄んだ瞳で、誰も成し遂げることができなかった本当に手に入れたいものを真っ直ぐに追いつける。もしかすると彼は、異次元の記録と同じくらい「良い習慣」を大切にしているのかも知れない。そう思いたくなる瞬間(とき)がある。それにしても、大谷翔平はいったいどのようにしてこの「良い習慣」を身につけたのであろうか。自然と身についたのであろうか、それとも、「良い習慣」を身につけてほしいと願う誰かの想いが大谷翔平に届いたのであろうか。

東京の品川で小学生に野球を教えたことがある。負けぐせのついたチームに勝つ喜びを、子どもたちに成功体験を味わってもらいたいと、一部の保護者から熱心に頼まれて力量不足は承知で監督兼コーチを引き受けた。スコアブックを譲り受けて驚いた。アウトの過半は見逃しの三振、出塁の過半は四球であった。打席には立つものの、容易にはバットを振らないのだ。私が小学生の頃は

向こう見ずで、アウトの過半は空振りの三振、出塁の多くはヒットか相手のエラーであった。とにかくバットを振った。肩の高さのボールを空振りして、監督からどやされた。まぐれで良いから、特大のホームランを打ちたかった。

そういえば、私の近くにいる大学生たちも容易にはバットを振らない。そもそも、打席に立ちたがらない。選挙権があっても投票しない。選挙制度を変えることにも興味を示さない。自分ひとりが動いたところで、全体への影響は微少または無に等しく結局のところ何も変わらない。このマインドセットはかなり根深い。停滞に安住しがちな大人たちの背中を見て育った影響であろうか。そうであれば、私には諫める資格がない。

品川の少年野球チームに転機が訪れた。新コーチがやって来たのである。新コーチは、ユニークな練習方法を持ち込んだ。紅白試合では、ストライクを1度でも見逃すと、それだけでバッターはアウトになる。四球での出塁は望み薄となった。紅白試合で出塁するためには、バットを振るしかない。バットを振れば、相手のエラーで出塁できるかも知れない。まぐれ当たりでもヒットになれば、練習を見守る母親たちの喝采に包まれる。バットの芯にボールを当てた時の手ごたえは格別だ。ひょっとして、地区大会の一回戦は勝てるかも知れない。

打席でバットを振れるようになったからといって、社会を生き抜く力がついた訳ではない。大谷翔平の「良い習慣」までの道のりは久しい。それでも、自分ひとりが動いたところで何も変わらないと思いついていた子どもたちが、新コーチが持ち込んだユニークな練習方法に促されて動いているうちに思いがけず何かが変わる体験をしたことは無意味ではなかったはずである。

子どもたちの「良い習慣」は、「良い習慣」を身につけてほしいと願う誰かの想いが子どもたちに届いた所産であることが少なくない。そう信じて、教職を続けている。

学校において、働く人の権利を学ぶことの必要性について



か わい るい
河 合 壘

(岩手大学人文社会科学部准教授)

略
歴

2000年 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了。
2000年～2013年 企業年金連合会(旧・厚生年金基金連合会)職員。その間、中央大学法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。
2013年～ 現職。専門は労働法・社会保障法。2015年より、合岩手との提携講座を岩手大学にて開始。

広まるワークルール教育

最近、高校・大学でもワークルール教育が広がっています。政府も、労働関係法令などの教育を進めることに力を入れており、行政機関による学校での出前講義も増えています。

ちなみにワークルール教育とは何でしょうか。ワークルールとは、まずは労働関係の法律の知識が中心となります。とはいえ、実際の労働のトラブルには、重いノルマやハラスメント、給料カットのように、法律だけ読んでも違法かどうか判断しにくいものも多いのです。したがって、実際に「権利」として使うためには、単に法律の知識としてだけではなく、「これっておかしくないかな?」と気付けることや、そんな時にどこにどう相談すればいいかなども含めて学べるものであることが、ワークルール教育としては望ましいでしょう。

もっとも「知識はある、使い方も分かる、それでもなかなか使えない」のが働く人の権利、という面もあろうかと思えます。どうしてでしょうか?これを少し考えてみたいと思います。

「権利を主張する前に義務を果たせ」という声をどう考えるか

さて、私自身も岩手大学で、連合岩手と提携して「現代の諸問題—労働問題とワークルール」という講義をコーディネートしています。毎回、組合関係者や行政機関の方などを講師としてお招きしており概ね好評ですが、中には辛辣な意見もあります。

その1つが、権利を主張する前に義務を果たせという意見。要するに、「労働法の権利を主張する人の多くは、社会人としての義務をきちんと果たしていない」「成果を企業にもたらしていないのに、休みがほしいとか給料を増やせというのはあさましい、まずはやるべきことをやってからにせよ」などというものです。

法律上は全くの誤解で、権利と義務は別物。もちろん、義務を果たさないと発生しない権利はありますが、「権利がある」ということは、すでに権利が発生しているわけですから、当然に「権利を使える」わけで、「義務を果たしていないと使えない」なんてことはありません。もちろん、義務は義務で果たさなければなりませんし、義務を果たしていないければ、相手から義務を果たすように請求されます。しかしそれは「権利を使ってはいけない、使えない」ことを意味するわけではありません。



もっといえば、雇い主が「有給休暇を取らせない」のはそもそも法律上の義務違反なので、どちらが義務を果たしていないのか、というところですが、それはさておき「権利とは何か」ということが、そもそもきちんと理解されていないともいえます。

「社会で生きる力」という議論の弊害

「権利を主張する前に…」というの、上で述べたように法律論としては乱暴なのですが、それよりはむしろ「社会で生きるためには常識として必要」「人としてあるべき姿」という観点から語られていることが多いのでしょうか。

実際、行政機関の講師の方に、ワークルール教育の講義を担当いただくこともあります。しばしば「労働者も権利ばかり主張していないで、きちんと義務を果たそう」ということが強調されます。そんな話の後に学生に感想を書かせると「義務も果たさずに権利ばかり主張する労働者はクビにすべき」「仕事もできないうちに年休を取るのはおかしいと分かりました」というものが結構でできます。むしろ講師もそこまで言っているわけではなく、ちゃんと法律上の権利も説明はするのですが、最初に「権利ばかり主張していないで…」と言われてしまうと、いくら制度上の権利を説明しても、まじめな学生ほど「そりゃそうだ、まずは義務を果たすべき」と思ってしまうようです。ワークルール教育を通じて得られる学びが「労働法上の権利は、きちんと義務を果たさなければ使えない」という理解ならば、無意味を通り越して有害ですらあると思うのは筆者だけでしょうか。

キャリア教育との関係

冒頭に、「政府も…労働関係法令などの教育を進めることに力を入れている」と書きましたが、厳密には「働く人の権利意識を高める」というより、就職後のトラブル防止や早期離職を防ぐという、国の労働政策全体の観点からによるものです。職業意識の醸成や職場体験、職業講話を通じた仕事理解のような、キャリア教育の一環として理解したほうがいいのかもかもしれません。中学校や高校でも、こういった観点の教育は、最近が増えてきているのではないのでしょうか。

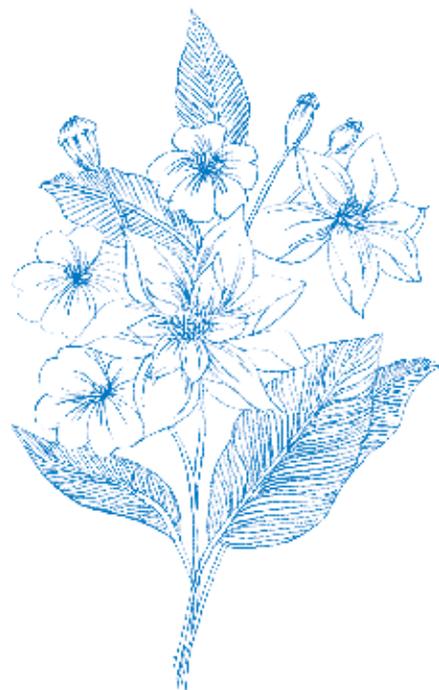
しかし「働く人の権利」は、「雇用社会で生き

ていくこと」とは別物だという認識が、どうも日本では強いように思われます。10年ほど前にベストセラーになった村上龍「新・13歳のハローワーク」(幻冬舎)という本があり、複雑化する雇用社会の中で、どんな職業があり、どういう目線で選んでいくといいか、という点では面白い本なのですが、残念ながらこの中にさえ、「働く人の権利」という話はほぼ皆無です。

キャリア教育自体は、若者が将来、社会に出ていく上で必要・有益でしょうが、あくまでも「働く人の権利」という観点が前提で、それを抜きにして進められるキャリア教育には、違和感を禁じえません。

おわりに

働く人の権利を学ぶことの意義と難しさを考えてみましたが、いまの教育現場はかなり多忙化しており、「権利」を考える余裕さえなくなっているように思います。その中で、権利とは何かを若者に語り、伝えることは大変難しいとは感じます。それでも、中学・高校でもぜひ、「働く人の権利は、使っていいものなんだよ」ということを、先生がたにも生徒と一緒に考えていただけると幸いです。これは、大学で知識として教えることはできても、そこまでの段階で身に着いていないとなかなか難しいものなので。





教室の窓から



1人の進路選択を救った法制度

児童自立支援施設・T 学園に併設された H 分校での2年目も後半を迎え、中学3年生の担任だった私は、生徒たちの進路決定の問題に向き合うことになった。一般の学校での進路指導も様々な難しさはあるが、クラスに在籍していた生徒が7人とはいえ、一人ひとりの抱える家庭状況や本人の自立に向けての見通しなどの問題もあり、一層の進路選択の困難さに直面することとなった。

進路選択にあたっては、7人の家庭状況や受験への適応性の問題なども考えつつ、できるだけ多様な選択肢を検討しながら、本人の希望も踏まえて一緒に考えていくことにした。ただ、一般の学校と大きく違ったのが、保護者との直接の面談はできず、進路の相談は施設の県の職員を通して行うという形だったことだ。そのため、施設職員と分校職員で共通理解を深めながら、一人ひとりできるだけ最善の進路が見つかるように、何度も検討の機会を持った。

2学期には、本人との面談や施設職員を通じた保護者との意向確認を重ね、結果的に、7人のうち、年度途中の転入からの1人も含めて支援学校への進学が2人、傷がい者支援施設への入所が1人で、4人が普通高校への進学を希望することになった。4人のうち、3人は県立高校を受験することになったが、学級委員長をしていた M という女子生徒が、私立の高校を検討することになった。

M は、母親はいるものの、その養育能力がほとんどなく、生まれてから乳児院～養護施設～里親～養護施設と経験して、前の施設で生活上の課題があったことから T 学園に入所した生徒だった。入所してからの生活や学習の努力は目に見えるものがあり、中3の秋には前に在籍していた中学校に戻ることができるようになっていた。

しかし、家庭での母親の M 本人と妹に対する接し方の問題（虐待やネグレクト）もあり、その後、

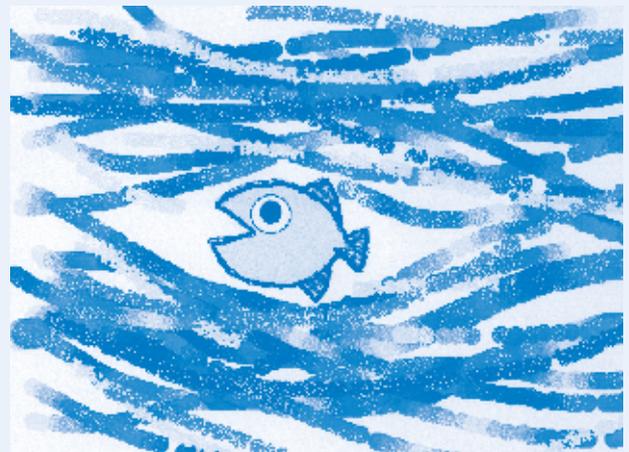
再度学園で寮生活をしながらもとの中学校に通学をするという形をとることになった。

M の進学先をめぐるのは、本人の第1希望は M 市内の私立 S 高校だったが、実は当時の支援制度では養護施設から私立高校に進学することは費用的に困難だと言われていた。しかし、偶然にもその年に国会で「高校授業料無償化法案」が成立して、約1万円の授業料補助が実現したのだった。

私と施設の担当職員とで M の希望する高校を訪問して、入学した場合に実際にかかる諸費用を見積り、支援制度で充当できる費用を確認した。その結果、「授業料無償化」によって奇跡的に「養護施設から私立高校に通う形」が可能になったのだった。私は、法制度が一人の子どもの進学を保障するということを実例で認識することになったのだった。

こうして1月のある日、M は第1希望の S 高校を一般受験した。落ち着いて入学試験と面接に臨めば、十分に合格できると思っていた。ところが、そう簡単にはいかなかった。試験の翌日に、S 高校の校長先生から私宛に電話がかかってきた。

「M はもう前の中学校の所属になっていますが、私に何の御用ですか?」



「実は、昨日の面接の途中で M さんが泣き出してしまって、面接にならなかったんです。可否を検討する職員会議でも、意見が分かれてしまって、そこで、学園生活は実際どんな様子だったのか、直接聞いてみようと思って電話をしました。」

「泣き出した時に、どんな質問をされたのですか?」

「『中学校 3 年生でどんな活動をしましたか?』という質問だったようです。」

私は、M が泣き出した理由がわかるような気がした。彼女が、学園から前に在籍していた中学校に戻ったのは 11 月だったが、その頃には、運動会や文化祭などの行事も、部活動や大会への参加も、生徒会活動の取り組みも、3 年生にとってはほぼ終わっている時期だった。だから、自分がその学校で活動したと言えるものはないし、ましてや T 学園に居たことを言うわけにはいかないと、思い、どうしたらいいかわからなくなり、パニックになったのではないだろうか。

私は、そのことを S 高校の校長先生に伝えるとともに、その上で、彼女が学級委員としてクラスの様々な取り組みの先頭に立ってくれたこと、学園では自分の生活を見つめ、自分の課題の克服や学習の向上に真摯に向き合ったことなどを話した。そして、「あとは、T 学園にいたことは先入観を持たないでいただき、現在の彼女に対してご判断をお願いします。」と話した。

その後、合格発表の 2 日前ほどに、S 高校の校長先生から再度電話があり、M の合格を直接連絡してもらったのだった。私は、涙をこらえて副校長にそのことを報告した。

M は、中学校の卒業と同時に学園の寮も退所して、市内の養護施設に入所し、そこから自転車で 30 分ぐらいかかる S 高校に通うことになった。私は、意を決して彼女に話すことにした。

「S 高校を受験して、合格して入学するまでには、もちろん自分自身の努力もあったと思うけど、まわりの多くの人たちの支えがあったことも忘れないようにするんだよ。そして、3 年間、絶対に高校をやめるんじゃないぞ。学校に勤めて今まで、こんなことは言ったことがないけど、もう親はあてにも頼りにもするな。これからは自分の力で 3 年間を頑張って、

卒業したら高卒資格を持って就職できるから、自分の力で幸せになるしかないぞ。」

彼女は黙ってうなずきただけだった。

最後のハードルになったのは、入学金だったが、S 高校側で半分に減免してくれ、残りの半分は社会福祉協議会で貸してくれることになり、入学の準備は整ったのだった。

その後、M は無遅刻・無欠席で高校を卒業して、東京のスーパーマーケットの会社に就職することができた。その時には、私と、担当の職員と、学園の養護教諭で、ささやかな送別昼食会をして送り出した。

実は最近、25 歳になった M から連絡があり、久しぶりに再会する機会があった。就職して何年かして、最初のスーパーマーケットは退職したとのこと。あまり深くは聞かなかったが、どうやら今でも、時々感情の起伏が自分でも抑えられなくなることがあるらしく、そのことも関係したようすだった。幼児期の母親からの虐待やネグレクトがその原因となっていることについて、自分でも自覚しているようだった。今はどうしているのかと尋ねると、アルバイトをしながら次の仕事を探しているとのこと。あと何年かのうちには、自分の感情をコントロールできるようになって、それが克服できたら、家庭を持ちたいとも話していた。

私は、話を聞きながら、心の中でエールを贈ることしかできないのだった。(J)

